

# 出会い系サイトの現状 (統計・資料)

平成19年10月31日

事 務 局

# 出会い系サイトの数及び形態

## 出会い系サイトの数(推計)

推計～約5,000サイト (H19.6.30現在)

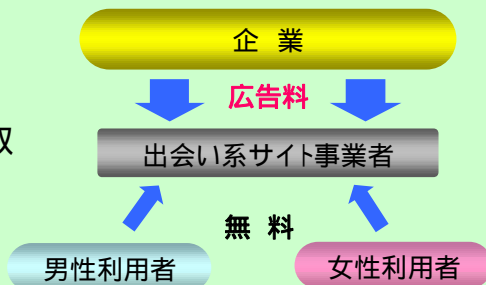
《推計方法》 フィルタリングサービス提供会社が保有するURLデータベースのうち、カテゴリ「出会い」に分類されるURLからサンプルを抽出の上、出会い系サイトの割合を算出し、同カテゴリの総URL数に乗じて出会い系サイト数を算出

## 出会い系サイトの形態

無料サイト

広告収入型

企業からのバナー広告収入等により運営



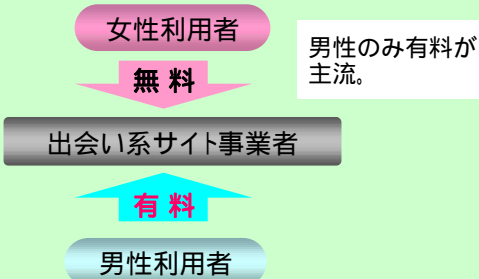
【A社の場合】  
1ヶ月広告料  
トップページ1枠～500万円等  
アクセス頻度により広告料が異なる

【主なサイト】  
スタービーチ  
Mコミュ

有料サイト

会費徴収型

利用者から定額の会費を徴収し、その収入により運営

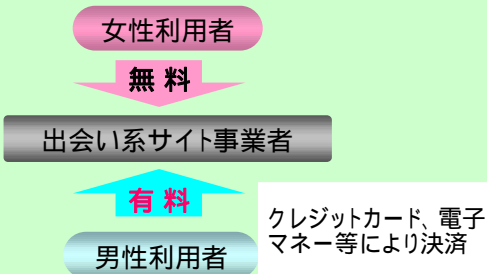


【B社の場合】  
1ヶ月会費  
男性会員 2000円  
女性会費 無料

【主なサイト】  
ラブサーチ(男性のみ有料)  
ヤフーパートナー(男女とも有料)

ポイント課金型

男性利用者にポイントを購入させ、利用の都度ポイントを費消させる方法で運営



【C社の場合】 1P～10円  
・掲示板の投稿内容を見る…1P  
・掲示板に投稿する…10P  
・メールを送る…5P

【主なサイト】  
イクヨクルヨ(194964)

# インターネット異性紹介事業を利用して児童を 誘引する行為の規制等に関する法律の概要

【目的】インターネット異性紹介事業の利用に起因する犯罪から児童を保護し、もって児童の健全育成に資する。

## インターネット異性 紹介事業者の規制

### 児童による利用禁止の明示、児童でないことの確認

#### 利用禁止の明示方法(規則)

児童が利用してはならない旨を公衆に見やすく表示  
電子メールの表題に「18禁」と表示 等

#### 児童でないことの確認方法(規則)

自主申告による確認(年齢や生年月日の入力方式)  
自主申告による確認(18歳以上であるかyes-no選択方式) 等

違反事業者に対する都道府県公安委員会による是正命令  
(罰金・懲役刑)

事業者に対する報告徴収(罰金刑)

## 保護者等の責務

児童の保護者による児童の利用防止措置

国及び地方公共団体による教育及び啓発等の措置

役務提供事業者等の児童の利用防止措置

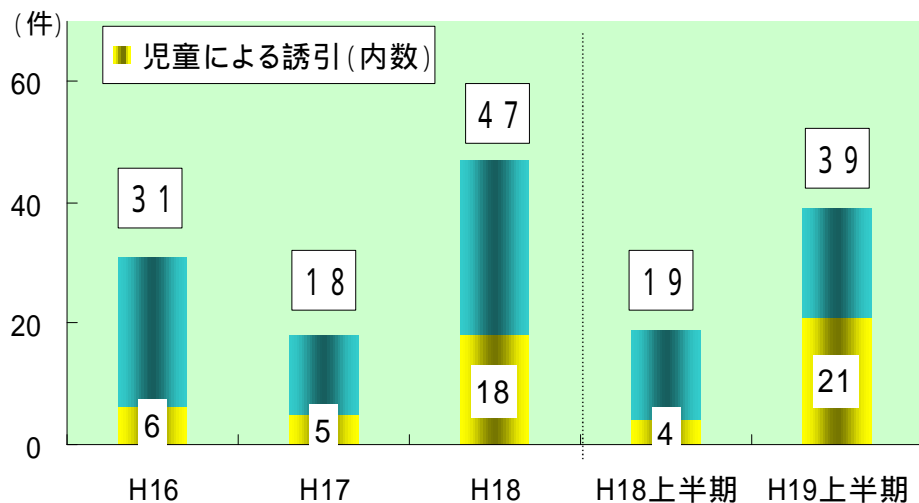
## 利用者 規制

何人もインターネット異性紹介事業を利用して児童を対象とする下記の行為を禁止(罰金刑)

- 性交等の相手方となるように誘引すること  
例)「女子中学生で僕とHしてくれる人いませんか」  
「18 - 2歳でえす。誰かHしてくれる人いませんか」
- 対償を示して交際の相手方となるように誘引すること  
例)「女子中学生で¥3で会ってくれる人いませんか」  
「14歳だよ。お小遣いくれればお茶してもいいよ」  
【不正誘引の書き込み(例)】

氏名：A男 年齢：31  
身長：170 体型：スリム  
血液型：A B  
職業：秘密  
地域：東京都  
投稿日：6/14  
タイトル：ロリです  
「小学校～中学校いる、かなりロリです(笑)Hなこと調教されたい子募集」

## 不正誘引(6条違反)検挙状況



H15.9.13法施行

## 《違反態様別》

	H16	H17	H18	H19	
				上半期	上半期
検挙件数	31	18	47	19	39
1号違反	12	8	18	10	14
2号違反	6	4	15	2	15
3号違反	12	6	8	5	5
4号違反	1	0	6	2	5

(注)

- 1号: 児童に対する性交等の誘引、児童に対する性交等の周旋
- 2号: 大人に対する児童との性交等の誘引、大人に対する児童との性交等の周旋
- 3号: 児童に対する対償供与異性交際の誘引、児童に対する対償供与異性交際の周旋
- 4号: 児童との対償收受異性交際の誘引、児童との対償供与異性交際の周旋

## 警告状況

7条(18禁表示)違反及び8条(児童でないことの確認)違反

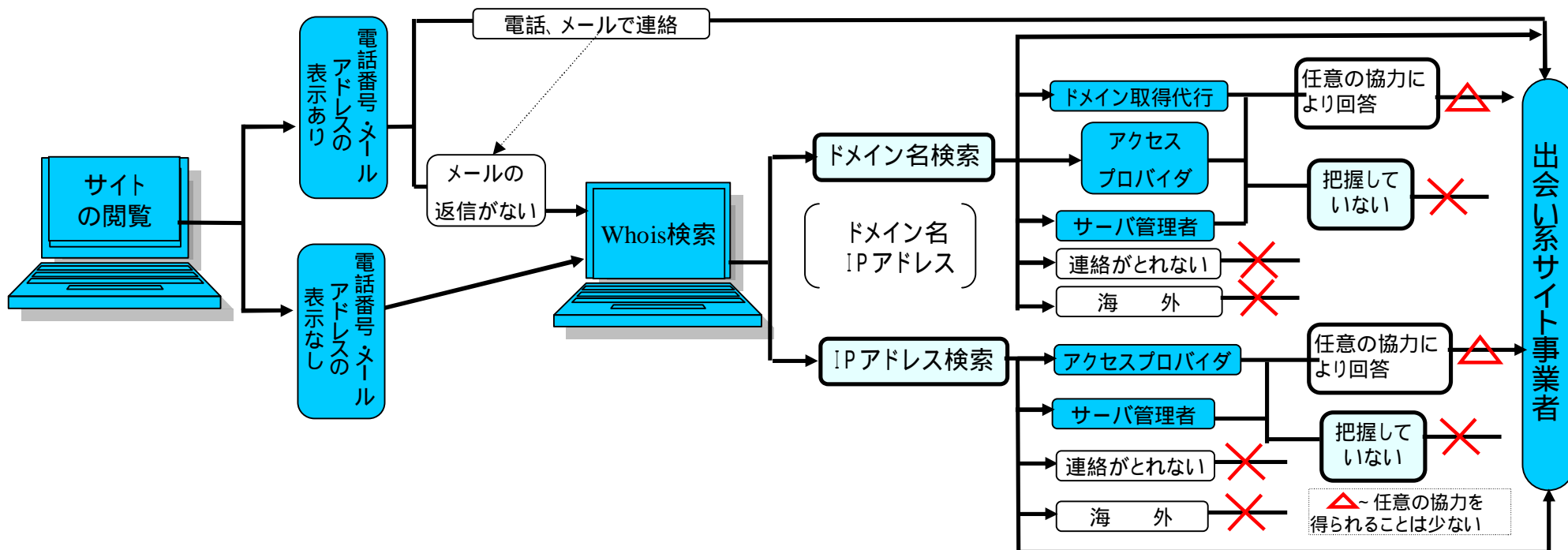
	H16	H17	H18	H19	
				上半期	上半期
警告サイト数	47	52	53	28	26
改善	44	49	50	27	19
閉鎖	3	3	3	1	7

H15.12.1法施行

法施行後、178サイトに対して警告を実施。  
【すべてのサイトにおいて改善又は閉鎖】

是正命令は発せられていない。

事業者が特定できなかったため、警告できなかったものについては含んでいない。



## 問題点

ドメイン名による検索では、登録者情報(登録者名、所在地、番号等)の全部又は一部が判明しない場合がある。  
ドメイン取得代行業者、アクセスプロバイダ又はサーバ管理者(以下「関係者等」という。)が契約する出会い系サイト事業者の情報については、任意の協力により回答を得られることが少ない。また、関係者等が出会い系サイト事業者の情報を把握していない場合がある。  
ドメイン名登録者、IPアドレス管理者が海外の事業者になっている場合がある。

(注1) 「Whois検索」とは、IPアドレスやドメイン名の登録者に関する情報を、インターネットユーザが誰でも参照できるサービスで、主な登録者は、事業者・アクセスプロバイダー・サーバ管理者・ドメイン名取得代行業者などがある。

(注2) 「ドメイン名」とは、数字で表記されるIPアドレスをアルファベットの文字列で表したもの

(例) http://www.npa.go.jp

「IPアドレス」とは、インターネットに接続されるコンピュータ1台1台に必ず割り当てられる識別番号でインターネット上の住所のようなもの

(例)111.222.333.444

【調査概要】

大手出会い系サイト2サイトの書き込み内容<sup>2</sup> 1,000件(各サイト500件)を確認し、児童の利用実態等について調査

1,000件中71件が児童<sup>3</sup>による書き込み(全体の7.1%)

合計	児童による書き込み	18歳以上による書き込み	年齢不明
1000	71	99	830
100.0%	7.1%	9.9%	83.0%

- 1 H19.1～2に(財)社会安全研究財団において実施された「出会い系サイトに関する調査結果」をいう
- 2 18歳又は19歳の女性として書き込まれたもの
- 3 書き込み内容から18歳未満又は高校生と判断したもの

上記71件のうち3件が援助交際を求める書き込み(全体の0.3%)

合計	援助交際	暗に援助交際	遊び相手	友達・恋人	メル友	自己紹介	その他
71	1	2	31	19	15	0	3
100.0%	1.4%	2.8%	43.7%	26.8%	21.1%	0.0%	4.2%

「援助交際」及び「暗に援助交際」は、不正誘引に該当すると判断できるもの。

## 児童によると判断される書き込みの例

### 《(暗に)援助交際を求める書き込み》

高校生です パンツ1～ メールください  
 大人の方で いろいろなエッチ教えてください(職業:高校)  
 最近ひまでしょんない 誰か しょ。年近い方がいい(職業:高校)

### 《援助交際目的以外の書き込み》

寝れまで-ン ひまー 誰か相手して 歳18-2ぢゃけ(職業:高校生)  
 暇いー！ せぶん ていーんだよ 誰か友達なってー！ 仲良くなりたいな  
 誰か(メールしょやあ)はよ彼氏ほしいわあ...ウチわ16歳やで

【調査概要】

18歳女性として大手出会い系サイト2サイトに遊び相手を求める内容の書き込みを行い、それに対する返信状況について調査

書き込み内容～「今、新宿にいます。これから会える人いませんか？」

金曜日の午後6時に投稿後、1時間以内の返信状況を調査

2サイトあわせて男性と思われる者から138件の返信があり、うち64件(46.4%)が援助交際目的

《A社サイト～1時間で87件の返信》  
上記87件のうち、34件(39.0%)  
が援助交際目的

A社合計	援助交際	暗に 援助交際	遊び相手	友達・恋人	メル友	自己紹介	その他
87	5	29	44	0	2	0	7
100.0%	5.7%	33.3%	50.6%	0.0%	2.3%	0.0%	8.0%

《B社サイト～1時間で51件の返信》  
上記51件のうち、30件(58.9%)  
が援助交際目的

B社合計	援助交際	暗に 援助交際	遊び相手	友達・恋人	メル友	自己紹介	その他
51	6	24	18	1	0	0	2
100.0%	11.8%	47.1%	35.3%	2.0%	0.0%	0.0%	3.9%

援助交際目的と判断される返信の例

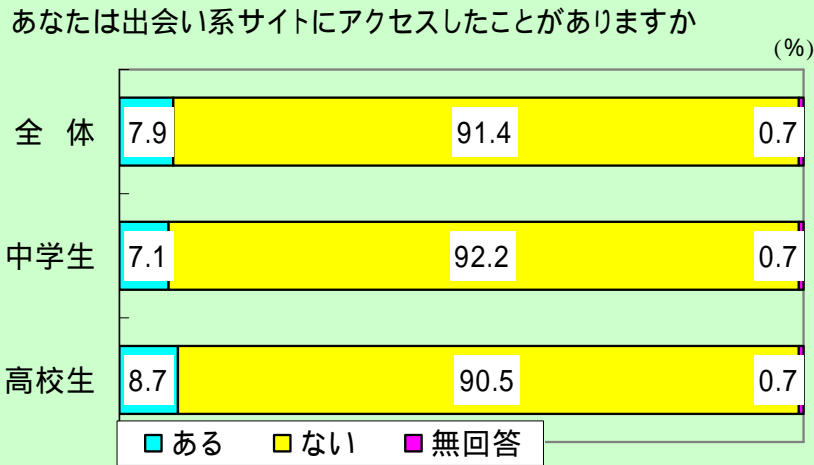
¥してみる？希望ある？ちなみに俺は見た目こんな感じ  
15まんだすからしない？  
こんばんは 2～3でどうかな？  
掲示板みました。今からサ であえませんか？？ドタに会いまして探してます  
援交で会えますか 条件教えてください  
えんしない？生で5かゴム4かFのみ3でどう？その他相談のるよ。  
援助しようか？

円とかありかなあ？  
クニ7000無理ですか？  
会いたいな。高額サが大丈夫  
サポであえない？  
条件と年齢教えて-  
別3で会えない？  
いくら？

【調査概要】

10都道府県の中学2年生及び高校2年生の女子3,080人に対するアンケートを実施し出会い系サイトの利用実態等について調査

アクセス経験



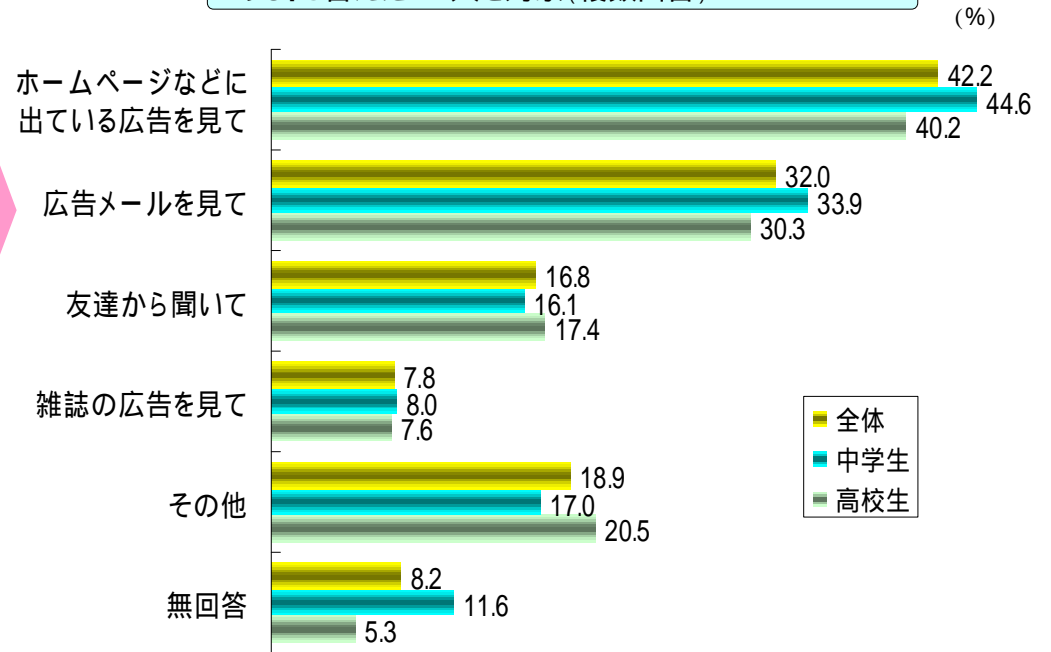
(人)

	ある	ない	無回答
全体 (3,080)	244	2,814	22
中学生 (1,569)	112	1,446	11
高校生 (1,511)	132	1,368	11

全体の7.9%がアクセス経験ありと回答。  
【高校生で8.7%・中学生で7.1%】

認知方法

「ある」と答えた244人を対象(複数回答)



出会い系サイト認知方法は、「ホームページ等の広告を見て (42.2%)」、「広告メールを見て (32.0%)」が多く、「友達から聞いて」が16.8%。



# フィルタリングの普及状況

## 【出会い系サイト規制法施行後の取組み(例)】

**政府**～ 「インターネット上における違法・有害情報対策について(平成17年6月)」

…関係省庁が連携して違法・有害情報対策を取りまとめ、フィルタリングソフトの普及等を対策の柱の一つとする。

「都道府県警察、都道府県知事、教育委員会等への要請(平成19年2月)」

…警察庁、総務省及び文部科学省が合同で、学校関係者や保護者を始めとする住民に対し、携帯電話のフィルタリングの周知活動に取り組むよう、関係機関に要請。

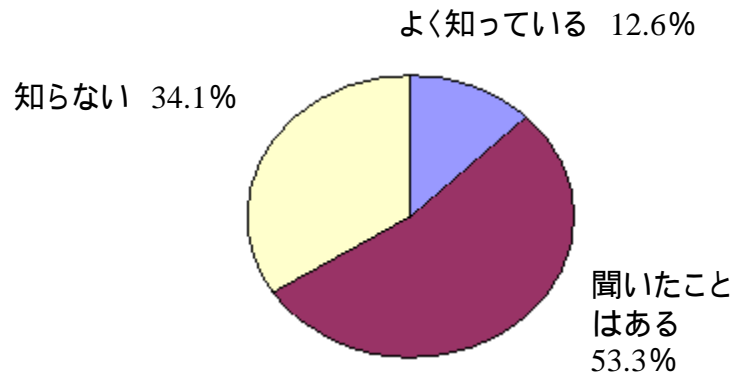
**業界**～ 「フィルタリングの普及啓発アクションプラン(平成18年3月)」

…ISP、携帯電話・PHS事業者、パソコンメーカー、フィルタリングソフトメーカーが連携して、フィルタリングの普及啓発策を取りまとめ、19年3月におけるフィルタリングの認知率を70%に高めることにより、フィルタリング製品の利用率を高めることを目標とする。19年6月には、同アクションプランを改訂し、フィルタリングの一層の利用拡大を図ることを目標とした。

## 【平成18年度における携帯電話についてのフィルタリングの認知・利用状況】

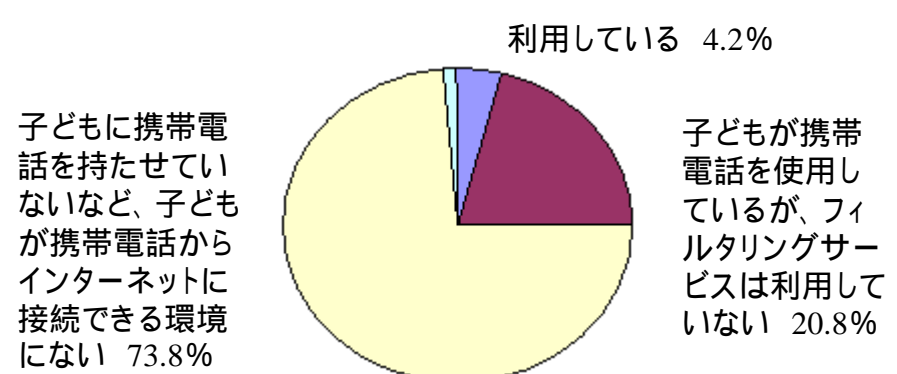
### 携帯電話のフィルタリングの認知状況

(20歳以上の男女への調査)



### 18歳未満の子どもが使用する携帯電話におけるフィルタリング利用状況

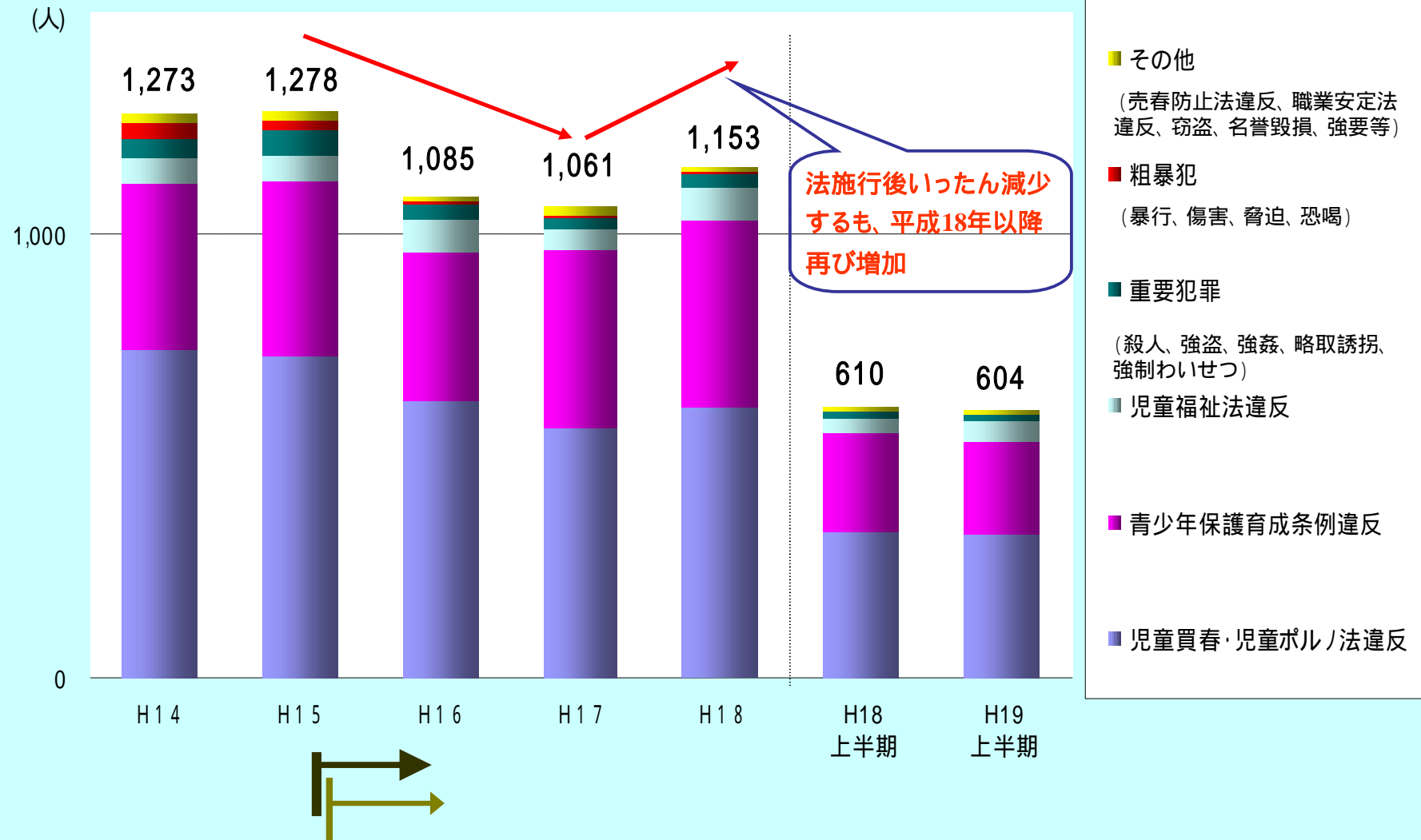
(18歳未満の子どもがいる者への調査)



総務省「平成18年度電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート調査結果」(19年1月時点の調査)

普及活動により認知状況は向上しつつあるものの、実際の児童の利用はいまだ低い水準。

# 出会い系サイトに関係した事件の被害児童数



H15.9月施行(事業者規制部分は12月施行)

## アクセス手段～被害児童の95パーセント以上が携帯電話を利用

(人)

	H16		H17		H18		上半期		H19上半期	
	携帯電話	1,046	(96.4%)	1,023	(96.4%)	1,114	(96.6%)	583	(95.6%)	577
パソコン	39	(3.6%)	38	(3.6%)	39	(3.4%)	27	(4.4%)	27	(4.5%)
計	1,085		1,061		1,153		610		604	

## 児童買春被害児童の多くが出会い系サイト利用

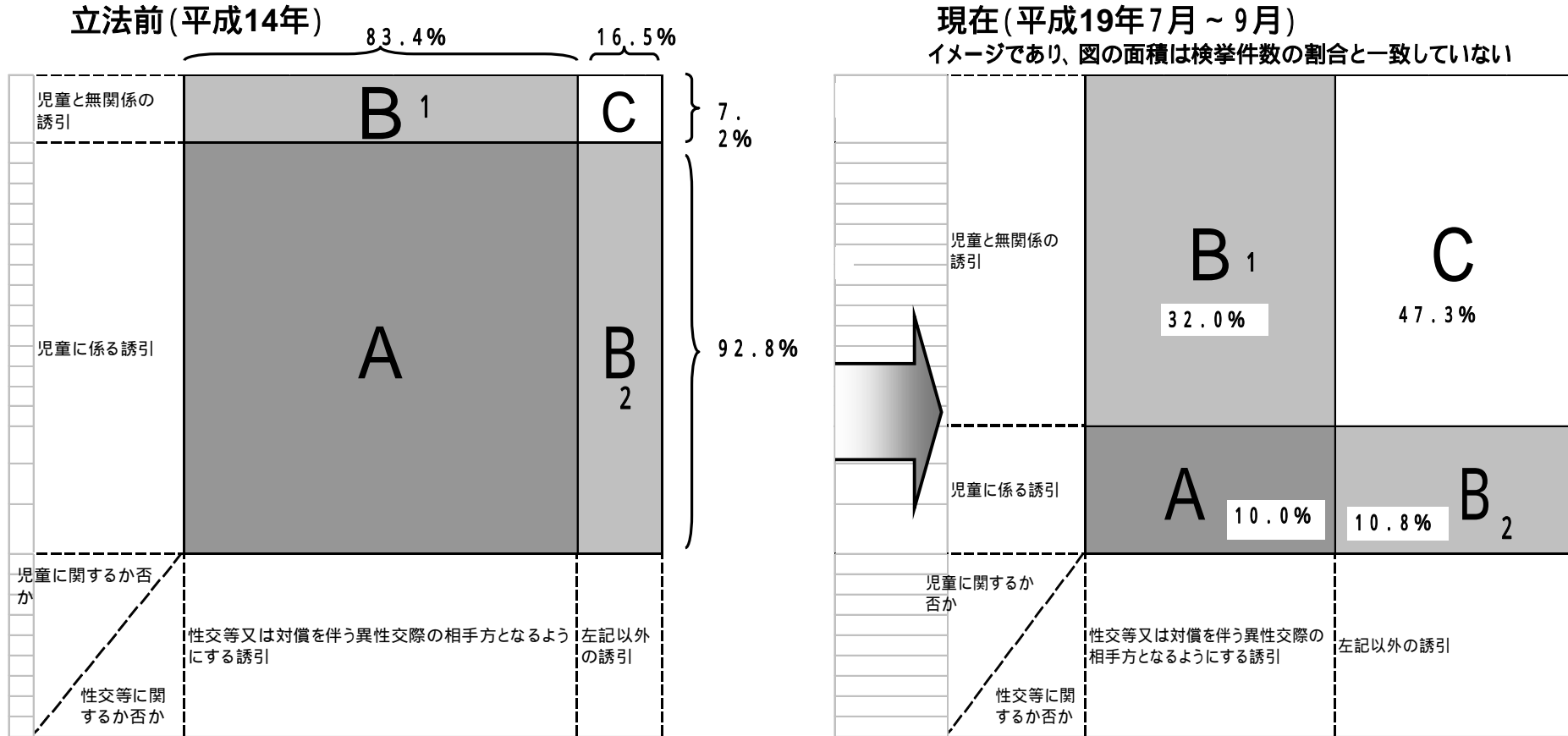
(人)

	H14		H15		H16		H17		H18		上半期		H19上半期	
	児童買春	1,630		1,546		1,596		1,504		1,325		713		651
うち出会い系(割合)	726	(44.5%)	719	(46.5%)	616	(38.6%)	548	(36.4%)	573	(43.2%)	310	(43.5%)	304	(46.7%)
児童ポルノ	60		71		82		246		253		65		122	
うち出会い系(割合)	14	(23.3%)	3	(4.2%)	8	(9.8%)	14	(5.7%)	36	(14.2%)	18	(27.7%)	18	(14.8%)
青少年保護育成条例違反	1,798		2,012		2,102		2,442		2,579		1,119		1,398	
うち出会い系(割合)	377	(21.0%)	396	(19.7%)	334	(15.9%)	403	(16.5%)	421	(16.3%)	222	(19.8%)	210	(15.0%)
児童福祉法違反	665		590		737		753		613		298		293	
うち出会い系(割合)	57	(8.6%)	58	(9.8%)	75	(10.2%)	46	(6.1%)	72	(11.7%)	32	(10.7%)	44	(15.0%)
合計	4,153		4,219		4,517		4,945		4,770		2,195		2,464	
うち出会い系(割合)	726	(17.5%)	719	(17.0%)	616	(13.6%)	548	(11.1%)	573	(12.0%)	310	(14.1%)	304	(12.3%)

# 児童被害のきっかけとなる誘引形態の変化

不正誘引(下記A)が禁止された結果、これをきっかけとする児童被害は減少

他方で不正誘引以外の書き込み(下記B1、B2、C)をきっかけとして被害に至るケースの割合は増加



『被害児童の書き込み内容ごとの児童買春事件検挙件数の割合』

『被害児童の書き込み内容ごとの事件検挙件数の割合』

A の例・・・「18 - 2歳。¥5でサポお願いします。」(第6条で禁止されている不正誘引)

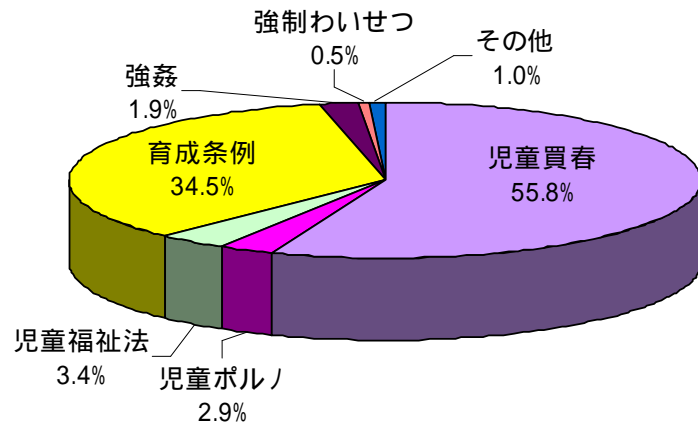
B1の例・・・「お金に困ってます。2 - 3援、お願いします。」「えんしよう。キス無し、フェラ無し、アナル無し、ゴム有り。1万5千円。」

B2の例・・・「14歳です。遊び友達が欲しいです。」「最近彼女と別れた 中学生から募集 ギャルは強制絡み！」

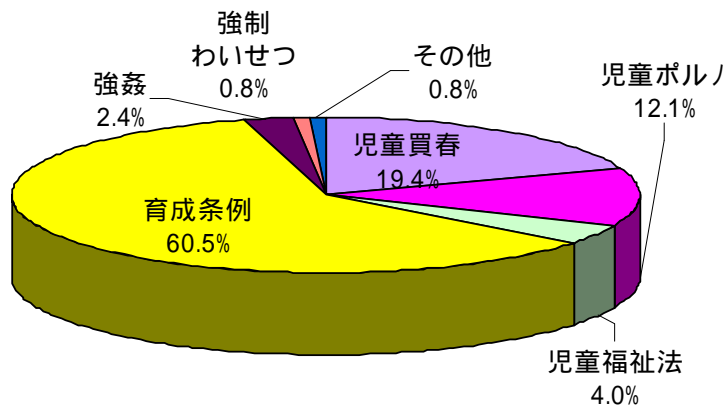
C の例・・・「フリーター、友達になってくれる人メールください。」「若いよ。18才」

## 他のサイトにおける傾向～罪名別被害児童の割合等

### 〈出会い系サイト〉



### 〈その他のサイト〉



### 罪名別被害児童数

(人)

		出会い系サイト	その他のサイト
児童買春・児童ポルノ規制法違反	児童買春	115	24
	児童ポルノ	6	15
児童福祉法違反(淫行させる行為)		7	5
青少年保護育成条例違反		71	75
強姦		4	3
強制わいせつ		1	1
その他		2	1
合 計		206	124

出会い系サイトに関係した事件の被害児童のうち、半数以上は児童買春によるもの。

その他のサイトに関係した事件の被害児童のうち、6割以上が青少年保護育成条例違反によるもの。

児童買春被害の割合は、出会い系サイトに関係したものが、その他のサイトの約3倍。

H19.7～H19.9に出会い系サイト等に関係した事件で検挙したものうち、被害児童から出会い系サイトの利用状況等を任意に聴取できたものを対象としているため、実際の被害児童数より少なくなっている。